

平成26年度第1回恵庭市情報公開・個人情報保護審査会（担当課：総務部総務課）

1 開催日時

平成26年5月22日（木）13時30分から15時30分まで

2 開催場所

市庁舎3階 第2・3委員会室（傍聴者：1名）

3 出席者

【委員】 亀石和代、川口吟子、松本史典、森田祐一（順不同、敬称略）

村本満子委員は、所用のため欠席

【市】（説明員） 保健福祉部次長、福祉課長、
農業委員会事務局長、税務課長
（事務局） 総務部長、総務部次長、総務課長
法制・文書担当主査、同スタッフ

4 審査会の経過

※以下は、事務局が発言の要旨をメモにより要約しており、いわゆるテープおこしをしたものではありません。

（1）委嘱状の交付

前副会長が一身上の都合により辞任したため、新任の委員に市長から委嘱状を交付しました。

（2）会長挨拶

（3）市長挨拶

（4）諮問

市長より、今回審査頂く事項について諮問しました。

（5）副会長の選出

委員の互選により、松本委員が副会長に選出されました。

（6）報告事項

平成25年度公文書公開状況及び個人情報開示状況について

（7）諮問事項

①臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事業実施に係る個人情報の目的外利用及び外部提供について

* 諮問内容について保健福祉部福祉課より説明

平成26年4月1日から消費税率を8%に引き上げたことに伴い、政府が低所得者対策として暫定的・臨時的な給付措置として臨時福祉給付金事業を実施する。併せて、消費税率引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、消費の下支えを図る観点から臨時的に子育て世帯臨時特例給付金事業を行うものである。

臨時福祉給付金については、平成26年1月1日に恵庭市に住民票があり市民税の均等割が非課税の方が対象となる。

支給額は、1人につき1万円としている。

そのほか加算対象者として列記している方に1人につき5,000円の加算がある。

また、扶養関係にかかわらず支給対象となる可能性のある者として、配偶者からの暴力を理由に逃避されており、恵庭市にお住まいの方などがあげられる。

次に子育て世帯の臨時特例給付金については、平成26年1月分の児童手当の受給者であって、前年の所得が児童手当の所得制限を越えない者が対象となる。ただし、臨時福祉給付金の対象者は除く。

支給額は、1人につき1万円となる。

事業の概要は以上である。

厚生労働省より住民基本台帳や生活保護の受給状況の情報は、個人情報保護条例の規定にかかわらず利用可能であるとの連絡がきているので、今回の諮問からは除いている。

その他の諮問に係る個人情報の内容及び利用する情報の項目については、多岐にわたるため、別紙にまとめたとおりである。

今後のスケジュールについては、6月末に対象者へ周知、7月より申請の受付としている。

以上のことから、個人情報保護条例第9条第1項第4号に規定する目的外利用及び外部提供について、本審査会に意見を求めるものである。

* 各委員からの質問の内容

- ・(委員)加算対象の中に「経過的福祉手当」とあるがどのようなものか？
:(説明員)重度の障がいのある方に対しての加算となる。「障害児福祉手当」や「障

害年金」が対象となっていない方が対象となる。

・(委員) 臨時的な措置という点で同じだと思うが、以前に高齢者を対象とした灯油の購入費の給付金の支給があったと思うが、これについては審査会に諮っていたか？

:(事務局) 一番初めのときに審査会に諮っている。

・(委員) 臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金のどちらも対象になる場合はどちらが対象になるか？

:(説明員) 基本的には、臨時福祉給付金対象となる。

・(委員) 扶養関係にかかわらず支給対象となる可能性がある者としてDVをあげているが対象者の把握はしているか？

:(説明員) 当市にそのような事例はないと把握している。

・(委員) 申請の仕方は臨時福祉給付金と子育て世帯の臨時特例給付金で同様か？

:(説明員) 申請書は別だが、一度提出されたものから対象が変更になる場合は、申請書を読み替えることができるとされている。

・(委員) 臨時福祉給付金や子育て世帯の臨時特例給付金は一度きりのものになるか？

:(説明員) 国の施策になるので、現段階ではっきりしたことは言えない。

(説明の聞き取りが終わり、説明員退席)

* 各委員からの意見等

・(委員) 関係部署や関係機関と連携しながら個人情報をも目的外利用及び外部提供することにより、対象になると思われる方を一定程度絞り込んだうえで給付に係る事務を進めることは、効率的な事務の執行に資すると考えられるので、公益性があると思う。

* 答申内容

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金事業の実施のため、関係する個人情報を利用目的外利用及び外部提供することは妥当である。

ただし、以下の附帯意見を附する。

- ・ 市は、所管部署から利用及び提供する個人情報の取扱いや管理には厳重に注意するとともに、本事業に係る事務を行う以外の目的に利用しないよう徹底すること。
- ・ 市は、個人情報の目的外利用及び外部提供にあたっては、対象者ごとに必要な個人情報を確認のうえ、対象者以外の情報及び提供範囲を超える情報などが含まれないよう厳重に注意するとともに、関係事務の担当者に限り取り扱うものとし、個別の案件に応じて関係課を限定して利用するよう徹底すること。

②農地台帳の整備に係る固定資産税情報の目的外利用について

* 諮問内容について農業委員会事務局より説明

「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律」が平成26年4月1日より施行され、農業委員会は「農地台帳」の整備が法定化された。

これに伴い固定資産台帳及び住民台帳との照合が必要なことから、毎年1回のサイクルでデータを抽出し、農業委員会において「農地台帳」と照合させるため、個人情報の目的外利用を行いたいので審査会に諮問するものである。

* 各委員からの質問の内容

- ・ (委員) 他の市町村もこのように行うのか？

:(説明員) 電算でないまちもあると思うが、台帳の整備は行わなければならない。

- ・ (委員) どのような項目が目的外利用の対象となるか？

:(説明員) 市内の土地のデータは約2万筆、農地で約1万筆ある。その中で必要な情報で農地台帳の整備に必要な項目のみを目的外利用したい。たとえば一筆番号、集落、地番、所有者等の情報になる。

この法律ができる前から、農業委員会は法律で固定資産税の調査権がある。今回は台帳を整備するため全件について調査するので、法の趣旨を超えるため審査会の意見を聴くものである。

・(委員)記載事項(農地の利用意向、遊休地の措置、所有者の意向等)全てが台帳への記載対象になるのか？

:(説明員)そのようになる。TPPの絡みで日本の農地を集約しないと外国との競争に勝てない。1戸の農地面積を拡大させて効率のよい農地利用をするという趣旨から台帳整備をしなければならないこととなった。

・(委員)データは税務課と農業委員会で別々に持つのか？データをリンクさせるわけではないのか？

:(説明員)そう。自動処理するわけではなくその都度の更新作業がいる。

・(委員)移転や変更をする場合の把握はどのようになるのか？

:(説明員)法務局の台帳での登録だけでなく、農地台帳では現況がどのような活用かを把握しなければならない。

(説明の聞き取りが終わり、説明員退席)

* 各委員からの意見等

・(委員)農地基本台帳の整備を正確、効率的に行うためであれば、固定資産税情報を目的外利用することは妥当と考える。

* 答申内容

農地台帳を整備するため、固定資産税情報を目的外利用することは妥当である。

ただし、以下の附帯意見を附する。

- ・ 農業委員会は、固定資産税情報の取扱いや管理には厳重に注意するとともに、農地台帳の整備に係る事務を行う以外の目的に利用しないよう徹底すること。
- ・ 農業委員会は、固定資産税情報の目的外利用にあたっては、対象地番ごとに必要な個人情報を確認のうえ、対象地番以外の情報及び提供範囲を超える情報などが含まれないよう厳重に注意するとともに、関係事務の担当者に関り取り扱うよう徹底すること。

(8) 継続審議事項

死亡者に関する個人情報の取扱いについて

* 諮問内容について総務部総務課より説明

昨年7月24日に開催した審査会において継続審査としていたことから、今回の審査会で再度ご審議頂くものである。

前回の会議から時間が経っているので、諮問の趣旨、継続審議となった経緯を改めて簡単に説明し、今回ご審議頂く総務課で再度検討した内容について説明する。

諮問の趣旨としましては、当市の個人情報保護条例に、死者に関する情報について直接の根拠規定がないことから、死亡者の個人情報の開示請求に対して明確でない部分があるので、「死者に関する情報を開示できる場合」、「提供できる情報の範囲」、「請求の際に必要な書類」などを明確化したいということである。

次に、継続審議となった経緯をご説明する。

前回の案においての基本的な考え方としては、請求できる方と開示する情報の範囲を限定する考え方としている。

その一方で「相続財産の帰属について争いがある場合等、請求者に相続された財産か否かが客観的に証明されない場合でも請求者が相続人としての資格を有していることの証明ができれば請求を認めることが望ましい。」としていた。

この点について、前回の審査会において委員より「遺留分がないにもかかわらず請求できる状況となり、正当な権利がない方からの請求を許容することとなり、基本的な考え方として示している“請求できる方を限定する”という部分と矛盾が生じる」との指摘があった。

このことから、継続審議として次回会議までに事務局で再度精査し、審議することとしていた。

これを受け総務課では、「相続財産の帰属について争いがある場合等、請求者に相続された財産か否かが客観的に証明されない場合でも請求者が相続人としての資格を有していることの証明ができれば請求を認めることが望ましい」という部分を削除し、「請求者を相続人等のみに限定する」案を作成した。

その理由としては、

- ①請求者を相続人の他相続に疑義がある場合は法定相続人も含めるとした場合に正当な権利がない方からの請求を許容することになり、正当な権利を有する者の利益を害するため。(委員の意見を反映)
- ②正当な権利がないという判断をされている方がなぜ死者の個人情報の開示を必要としているのか客観的な判断が難しいため。(添付資料が困難)
- ③相続に疑義がある場合に正当な権利を有するものでない者の開示することで、当事者間のトラブルを誘発する恐れがあるため。

以上の理由から、前回審査会から考え方を変更した。

以上、死亡者の個人情報の取扱いの総務課の考え方についてご説明した。

* 各委員からの質問の内容

- ・(委員)前回の審査会から、死亡者の個人情報の請求はあったか？

:(説明員)ない。

(説明員)補足説明ですが、管内の他自治体の対応はさまざまである。北海道にも問い合わせたが、「各自治体の審査会等での判断となる」との回答を得ている。

- ・(委員)変更理由からも妥当だと思う。どこかで線引きをしなければならないと考える。

- ・(委員)私が前回、指摘した部分が反映されているので妥当だと考える。

- ・(委員)他の自治体との取扱いとかけ離れてはいないか？

:(説明員)北海道の取扱いと概ね同様となる。

- ・(委員)請求できる方と開示する情報の範囲を限定するという基本的な考え方からだが、遺言で相続されない表面上の法定相続人は、個人情報の開示請求者から外れるということか？遺言自体に疑義がある表面上の法定相続人からの請求は受け付けないことになるのか？

:(説明員)今回の案へ変更したことによりそのようになる。

- ・(委員)遺言自体に疑義がある表面上の法定相続人で、死亡者の個人情報が必要であるという場合は、裁判等で争っているという事由があっても、表面上の法定相続人からの請求は認めないことになるか？

:(説明員)表面上の法定相続人からの請求については、そのような対応になる。裁判所等からの命令に対しては、別の考え方で対応することになる。

- ・(委員)それは財産に関する死亡者の個人情報以外(死亡者の生前の要介護認定に係る認定調査票等)も相続人以外は、請求の対象とならないか？

:(説明員)今回の考え方では、対象とならない。

(説明員)遺言自体に疑義があり、死亡者が生前に判断能力がある状態で書かれた遺言書かどうかを判断するために相続の権利がない表面上の法定相続人が、死亡

者の生前の要介護認定に係る認定調査票を欲しいというような案件は実際に請求があった事例だが、以前請求があったときは手引きの取扱いに基づき、法定相続人であったので開示していた。今回の提案している案が承認されれば、そのような方への開示はできなくなる。

しかし、遺言のある相続人からすると正式な権利がない方から開示請求があり、それに開示することで個人情報等を不当に開示することとなり、利益が侵害されるおそれもある。個人情報は、一度開示されてしまうとその失われた利益は復元できない。遺言自体に疑義がある相続の権利がない表面上の法定相続人からの権利を守ったときの利益と、遺言のある相続人の権利を守ったときの利益を比較考慮する必要がある。

(説明の聞き取りが終わり、委員での協議)

* 各委員からの意見等

・(委員)請求者を相続の権利がない表面上の法定相続人まで可能とする場合と、今回の案のように遺言による相続人等のみとするように厳密にとった場合のそれぞれの利益を比較考慮し、今回の案で妥当だと思う。

* 答申内容

死亡者の個人情報に対する開示請求の取扱いについては、請求者及び開示する情報の種類を限定した上で、別紙のとおり取り扱うものとする。

ただし、以下の附帯意見を附する。

- ・ 実施機関は、死亡者の個人情報の不適正な取扱いが相続人等の個人の利益を侵害するおそれがあることを認識し、死亡者に関する個人情報の開示請求があった場合は、開示請求をすることができる者であるかを確認し、また、それを確認し得る書類を添付させるよう徹底すること。
- ・ 実施機関は、死亡者の個人情報の開示請求に関する取扱いについて疑義が生じる案件が発生した場合は、恵庭市個人情報保護条例第18条第5号の規定に基づき、本審査会に諮問すること。

(9) その他

前回の審査会で答申を受けました、「アンケート調査に係る住民基本台帳の目的外利用について」、「農地基本台帳の整備・管理に係る住民基本台帳情報の目的外

利用について」及び「恵庭市教育委員会と千歳警察署との連携に関する協定書「子どもの健全育成サポートシステム」の答申後の運用状況を総務課から報告

まず、「アンケート調査に係る住民基本台帳の目的外利用について」の答申後の運用状況でございますが、答申後、答申いただいた際の附帯意見として附された事項（・個々のアンケートの実態に応じ必要最小限の情報及び項目に限り利用すること。・アンケート対象者の抽出において、実施部署の恣意的な偏りが生じないよう住民基本台帳を利用すること。）を徹底したうえで、5件（①子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査 ②家庭ごみに関するアンケート調査 ③住宅・土地統計調査 ④第5期恵庭市総合計画策定に関する市民意識調査 ⑤恵庭市スポーツ振興基本計画後期計画策定に係る市民意識調査）について、それぞれ担当部署が目的外利用したことを報告する。

また、2件目の「農地基本台帳の整備・管理に係る住民基本台帳情報の目的外利用について」につきましては、答申後、答申いただいた際の附帯意見として附された事項（・農地基本台帳の整備以外の目的に使用しないこと。・目的外利用する範囲を基本情報（住所、氏名、ふりがな、生年月日、性別、続柄、異動年月日）に限定し、提供範囲を超える情報が含まれないよう注意すること。）を徹底したうえで、目的外利用している。

3件目の「恵庭市教育委員会と千歳警察署との連携に関する協定書「子どもの健全育成サポートシステム」の対象事案拡大による児童生徒に関する個人情報の警察署からの収集及び警察署への外部提供について」につきましては、答申後、収集及び外部提供の実績はない。

終了15時30分